

伊豆山地区公園緑地等詳細設計業務委託特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、静岡県熱海市役所（以下「委託者」という。）の実施する「伊豆山地区公園緑地等詳細設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、熱海市伊豆山復興事業計画に基づき、逢初川の改修により地区の新たな軸線となる逢初川沿いに、公園緑地等の公共空間を整備することを目的とした測量設計業務である。

(業務箇所)

第3条 熱海市伊豆山地内

(公園) 逢初川 上流域 1箇所 中流域 2箇所

(緑道) 逢初川上流 L=100.0m W=3.0m

(業務内容)

第4条 本業務の業務内容は、次の各号に示す通りとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

①測量業務

下記設計業務に必要な測量調査を行う。

(1) 4級基準点測量 4点

(2) 現地測量 A=0.0015 k m²

(3) 路線測量 L=0.1 k m

(4) 打合せ

上記を進めるために必要な打合せ協議を行う。打合せ回数は、業務着手時1回、成果品納入時1回を基本とする。その他受発注者が協議を必要とした場合、打合せを追加実施する。

②設計業務

1) 街区公園基本設計 A=0.15ha

(1) 与条件の細部検討

- ・業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成する。
- ・与条件や基本計画の把握と整理を行う。
- ・設計条件の整理を行う。
- ・現地調査を行う。(設計対象地中心)
(敷地境界、既存物の状況等)

(2) 諸施設の検討及び設定

- ・整備の基本的な考え方と設計方針を設定する。
- ・各施設に必要な機能および施設の規模を設定する。

(3) 基本設計図の作成

- ・実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ・造成平面図の作成
- ・施設平面図の作成
- ・主要断面図の作成
- ・主要施設の構造イメージ図の作成

2) 街区公園実施設計 A=0.15ha

(1) 与条件の確認および調査

- ・与条件の把握と整理を行う。
- ・適用設計条件や設計基準の確認を行う。

(2) 実施設計の検討

- ・基本設計内容の整合性確認を行う。
- ・安全性・機能性に関する検討と設定を行う。
- ・施工性に関する検討と設定を行う。
- ・維持管理性に関する検討と設定を行う。

(3) 実施設計図の作成

- ・実測平面図に基づいた実施設計平面図の作成 (縮尺：1/100～1/500)
- ・造成平面図の作成 (縮尺：1/100～1/500)
- ・施設平面図の作成 (縮尺：1/100～1/500)
- ・植栽平面図の作成 (縮尺：1/100～1/500)
- ・撤去平面図の作成 (縮尺：1/100～1/500)
- ・造成断面図の作成 (縮尺：1/50～1/200)
- ・各種施設の構造図の作成 (縮尺：1/10～1/50)

(4) 数量計算

- ・図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算を行う。
- ・実施設計の検討に伴う応力や容量の計算を行う。

(5) 概算工事費の算出

- ・提供された単価、または見積り徴収による単価に基づいた工事費の算出を行う。

(6) 実施設計説明書の作成

- ・上記検討資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

(7) 照査

- ・基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査を行う。

- ・設計方法や設計手法の妥当性の照査を行う。
- ・成果品の内容の適正照査を行う。

3) 鳥瞰図作成 2枚

(1) 鳥瞰図作成

- ・決定した内容に基づいて、整備後の代表的な箇所について、CG パースを作成する。

4) 打合せ 1 業務

(1) 打合せ

上記(1)～(3)を進めるために必要な打合せ協議を行う。打合せ回数は、業務着手時 1 回、中間打合せ 4 回、成果品納入時 1 回を基本とする。その他受発注者が協議を必要とした場合は、監督員と協議の上実施する。

(資料の提供)

第 5 条 本業務に必要な資料等は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

(成果品)

第 6 条 成果品は、次に示すとおりとする。なお、提出先は熱海市観光建設部都市整備課とする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| 1) 業務報告書 (A 4 版、パイプ式ファイル) | 2 部 |
| 2) 業務報告書原稿、電子媒体 (CD-R) | 1 式 |
| 3) その他、発注者が必要とするもの | 1 式 |

(疑義)

第 7 条 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。